

12. エネルギー分野

エネルギー(1)	省エネ法改正に伴うエネルギー管理士制度の見直しにおける経過措置の検討【新規】
規制の現状	<p>エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)第7条により、事業者は、エネルギー管理指定工場ごとにエネルギー管理士の資格を有するエネルギー管理者を選任しなければならない。</p> <p>現在、エネルギー管理士については、熱と電気という分野に分かれて資格を取得することになっているが、今般予定されている省エネ法の改正により、産業部門における省エネルギー対策について、熱と電気の区分を廃止し、両者を合算して規制することになるのに伴い、エネルギー管理士についても、熱・電気双方の専門的知識を備えたエネルギー管理士の資格保持者を設置することが義務付けられることになる。</p>
要望内容	スムーズに新制度に移行するための経過措置を検討すべきである。
要望理由	<p>現行の熱・電気別々のエネルギー管理士資格を取得するには、かなり高度の専門知識が必要とされており、現行制度のまま両方の資格を兼ね備える人材を確保することは事業者にとって非常に困難かつ過大な負担となることが予想される。新制度への円滑な移行のためには、試験制度や研修制度を見直し、新制度の下で十分な知識を備えた管理士が必要に応じて確保できるような、相応の経過措置が不可欠である。</p>
根拠法令等	省エネ法第7条(改正法第8条)
制度の所管官庁及び担当課	資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー対策課

エネルギー(2)	1万kW未満の内燃力発電所への随時巡回発電所の適用拡大【新規】
規制の現状	<p>随時巡回発電所は、技術員の監視がなくとも異常が生じた場合に安全かつ確実に停止する保護装置の設置が義務付けられていることにより(「電気設備に関する技術基準を定める省令」第46条及び「電気設備の技術基準の解釈について」第51条)電気主任技術者が担保すべき保安を確保するため兼任が認められている。</p> <p>1千kW未満の内燃力発電所は必要な措置を施設することにより、随時巡回発電所の施設が認められているが、1千kW以上では認められない。</p> <p>一方、ガスタービン発電所に関しては、1万kW未満のものに対し随時巡回発電所の施設が認められている。</p>
要望内容	随時巡回発電所の施設が可能な内燃力発電所を1千kW未満から1万kW未満に拡大すべきである。
要望理由	<p>近年の技術開発の進歩により、中大型ガスエンジンのシリーズ化・標準化及び市場導入が進み、安全性に対する実績も積まれてきた。(2003年度末、都市ガス燃料の1千～1万kWの導入実績は71件116台) また、このクラスでは、随時巡回発電所の施設条件として求められる保護装置類も標準で施設されているものがほとんどであり、本要望の実現による実効性は十分に期待できる。随時巡回発電所になることで、技術員が常駐する必要がなくなるため、人件費の削減効果(年に数百万円/件)が期待でき、導入促進につながる。</p> <p>内燃力発電所とガスタービン発電所において、共通で施す保護装置類については、「電気設備の技術基準の解釈について」第51条第1項第1号により、12項目が共通であり、それ以外については、内燃力発電所とガスタービン発電所に特有の保護装置のみが施されることになっており、両発電所については、同等の安全設備が施されている。</p>
根拠法令等	<p>電気設備に関する技術基準を定める省令第46条(常時監視をしない発電所等の施設)</p> <p>電気設備の技術基準の解釈について第51条第1項第1号</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省原子力安全・保安院

エネルギー(3)	5万kW未満のガスタービンの「変更の工事(取替え)」の工事計画の届出廃止【新規】
規制の現状	<p>1万kW未満のガスタービン発電所は「変更の工事(取替え)」の際の工事計画の事前届出が不要であり、届出なしでローテーション方式のメンテナンスを行っている。</p> <p>一方で、1万kW以上のガスタービン発電所では「変更の工事(取替え)」の際、工事計画の事前届出が必要である。</p> <p>ローテーション方式とは、ガスタービンの点検、故障時等において、予備タービンに取り替えることで、システムの停止時間を短縮するメンテナンス方式を指す。外したタービンは工場等に持ち帰りメンテナンスを行う。</p>
要望内容	<p>現在、ガスタービン発電所の「変更の工事(取替え)」の際に、工事計画届出が必要な範囲を5万kW以上とすべきである。</p>
要望理由	<p>近年、技術開発の進展により、航空機エンジン技術を応用した5万kW程度までのガスタービン市場への普及が進んでいる(2003年度末まで、都市ガス燃料の1～5万kWのガスタービンの導入実績は12件、14台。現在は、年間2～3台の導入実績であるが、今後、電力小売の自由化により、特定規模電気事業者(PPS)等への普及が進み、本クラスの需要が高まることが予想されている)。</p> <p>航空機用エンジンは比較的軽量であり、メンテナンスを行う際には、ローテーション方式(取替え方式)が主流となっており、この方式を採用することで、設備の停止期間が短縮でき、電力供給支障へ与える影響が軽減される。</p> <p>しかし、電気事業法第48条第2項により、1万kW以上のガスタービンの取替えは事前届出が必要で、届出受理から30日経過しないと工事を開始できない。従って、不具合により急な取替えの必要が生じた場合、30日間の供給支障が生じるため、ユーザーには大きな問題が生じる。</p> <p>近年、メーカーは5万kW程度までのガスタービンのシリーズ化を行っており、1万kW未満のものと、構造・保護装置等の設計思想が同じであるため、安全性についても1万kW未満と同等程度が確保できる。</p> <p>以上から、5万kW未満のガスタービン発電所でも、工事計画の事前届出なしで取替え工事を行うニーズが高まっている。</p>
根拠法令等	<p>電気事業法第48条第2項 電気事業法施行規則別表二 二、変更の工事 (二) 1 (2) 二 4</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>経済産業省原子力安全・保安院</p>

エネルギー(4)	電気事業法第9条第2項による軽微な電気工作物変更届出の廃止【新規】
規制の現状	<p>電気事業者は電気事業法第9条第1項において、同法第6条第2項第4号の事項を変更しようとするときは、経済産業大臣に事前届出を行うことが義務付けられている。</p> <p>ただし、電気事業法施行規則第11条で定める軽微な変更を行う場合には、事後届出が認められている。</p> <p>【参考】</p> <p>事前届出 2002年：5件、 2003年：6件 事後届出 2002年：114件、 2003年：105件</p>
要望内容	電気事業の用に供する電気工作物の軽微な変更(事後届出)については、届出の対象外とすべきである。
要望理由	電気事業法施行規則第11条における「軽微な変更」は、件数が多く、届出の事務負担が大きい一方、届出の政策的意図が明らかでない。軽微な変更の程度であれば、電気の安定供給政策に大きな影響を及ぼすものとは考えられず、電気事業者の自主保安に委ねることとしても問題はない。
根拠法令等	電気事業法第9条第2項 電気事業法施行規則第11条
制度の所管官庁及び担当課	資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課

エネルギー(5)	消防法及び火災予防条例におけるIH調理器と周囲との離隔距離に関する規制緩和【新規】
規制の現状	電気式調理器(IH調理器等)は裸火もなく、安全性に優れ、危険性も低いにも拘らず、燃焼式と同様に火源の上80cmの換気扇との離隔距離が設定されている。
要望内容	家庭における電気式調理器(IH調理器等)については、裸火もないことや熱源の容量なども限られていることなど、その特性から考えて、燃焼式に比べてもう少し熱源の近くで換気することが省エネ上も使い勝手でも非常に効果が大いことから、離隔距離の再検討が必要である。
要望理由	<p>財団法人ベターリビングの「電化厨房における必要換気量に関する基礎的研究委員会(委員長:村上周三東京大学教授(当時))が2005年3月にとりまとめた「電磁調理器を用いた住宅用厨房の必要換気量に関する基礎的調査報告書」によると、電磁調理器の換気量を従来の約半分に低減できるため、省エネルギーに資するということである。この報告書では、レンジフードと電磁調理器との離隔距離を60cm、40cmにした場合、必要換気量はそれぞれ130m³/h(捕集率85%以上)、90m³/h(捕集率90%以上)と、さらに低減できることが提言されている。</p> <p>電気式調理器は裸火がないことから、その安全性や特質を生かした直上での吸い込みや横引きなど多様な方法がユーザーの使い勝手や省エネ・省CO₂の観点などから望まれている。また、非常に火源容量も小さく、本人の使い勝手に任ず家庭などにあっては、裸火もなく、安全性は従来タイプと比べて格段に大きいと考えられる。</p> <p>また、上記委員会報告書でも、今後の課題は「火災予防上の安全性を低下させることなく、電気式調理器と周囲の可燃物等との離隔距離を短くするための措置を検討していくこと」と指摘されており、現在の規制のあり方について再検討する必要がある。</p>
根拠法令等	消防法第9条 条例準則(平成5年2月10日) ガス式フィルター 条例準則(平成6年11月1日) 電気式フィルター 省令(平成14年3月6日) ガス、電気式レンジフードや周辺物
制度の所管官庁及び担当課	総務省・消防庁防火安全室

エネルギー(6)	原子力発電所の設備利用率に関する規制の緩和等
規制の現状	<p>発電用原子炉及びその付属設備は13ヶ月を超えない時期に定期検査や定期事業者検査の安全管理審査(2003年10月より新規追加)を受けなければならない。また、経済産業省の直接立会検査が実施されている。</p> <p>定期検査時の官庁立会検査は休日及び夜間の受検が出来ず、連続作業のホールドポイントとなっている。</p> <p>供用中の原子炉においては、原子炉等規制法に基づく保安検査と電気事業法に基づく定期検査の両方を受検している。</p>
要望内容	<p>原子炉及びその付属設備の定期検査(定期事業者検査の安全管理審査を含む)の間隔を2年程度に延長すべきである。</p> <p>官庁立会検査における検査待ち時間の発生を回避すべきである。</p> <p>定期検査と保安検査の一本化あるいは定期検査の自主検査化及び当面における両検査の重複排除を図るべきである。</p>
要望理由	<p>地球温暖化問題への対応として、発電段階でCO₂を発生しない原子力発電を最大限に活用することは非常に有効な方策である。そのため、原子力発電の設備利用率の向上のため、現行法令内で実施可能な措置は積極的に推進するとともに、2005年度規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)において今年度中に結論を得るとされている原子力発電所の設備利用率に関する規制緩和の検討においては、以下を踏まえ、対応すべきである。</p> <p>「定期検査等間隔の延伸」について：従来の規制改革要望に対する回答では、国の定期検査や定期事業者検査の間隔が13ヶ月とされていることについて「一定の合理性」と説明されているが、科学的合理性を持った説明とは言いがたい。運転期間13ヶ月以内に発電を停止しての原子力設備の定期検査が義務付けられていたり、蒸気タービンの定期検査が義務付けられるなど、先進国で採用されていない規制が未だに残っていることに関して、科学的合理性を持った規制制度に見直すべきである。</p> <p>「官庁立会検査における検査待ち時間発生回避」について：従来の規制改革要望に対して、国が直接行う検査については、国は「24時間検査体制をとることは非常に困難」という回答が示されたが、具体的に何が障害となってそのような体制をとることが出来ないのか、どのように改めれば達成可能なのか、ということが明確にされていない。どのような条件を整えれば24時間検査体制が可能になるのか明確に回答すべきである。また、国による24時間検査体制が不可能であるのなら、「原子力安全基盤機構の検査官が立会い、その結果を国が確認する」「電気工作物検査官の資格を持つ保安検査官が土日の検査立会を可能な制度とする」「事業者の検査に立会が出来ない場合は、定期事業者検査記録の確認を行う」などの方法により、検査による待ち時間発生が回避される仕組みを構築すべきである。</p> <p>「定期検査と保安検査の一本化」について：従来の規制改革要望に対して、運用に当たり「当面は効果的かつ効率的に組み合わせる」との回答が示されたが、具体的な対応方針は示されなかった。また、保安検査の検査対象となる保安規定への要求は炉規制で項目のみが規定されているが、具体的な記載、運用の幅や程度が不明瞭であり、担当官の裁量の余地が多分に残されている。このために、担当官の力量などで検査範囲、程度及び判断が左右されないよう、法律の精神に則り、具体的な記載、運用の幅や程度を明らかにすることで、裁量の余地を極小化するとともに、それぞれの検査を具体的にどのように組み合わせるべきかを早急に明確にすべきである。</p>
根拠法令等	<p>電気事業法第54条、第55条 電気事業法施行規則第91条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第16条の2</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省原子力安全保安院原子力安全技術基盤課

エネルギー(7)	原子力災害対策特別措置法の関係隣接都道府県の定義
規制の現状	<p>原子力災害対策特別措置法の関係隣接都道府県は、原子力事業所からの距離に関係なく、原子力事業所の区域をその区域に含む市町村と隣接する市町村を含むかどうかだけによって定められる。</p> <p>このため、原子力事業所から遠く離れていても関係隣接都道府県になる可能性がある。逆に、防災指針(原子力施設等の防災対策について)のEPZ(原子力発電所から半径8~10km)内の地域を含む都道府県であっても、市町村同士が隣接していなければ関係隣接都道府県にならない可能性もある。</p> <p>さらに、合併等で市町村の境界が変更された場合、原子力事業所の設備等になんら変更がなくとも、関係隣接都道府県が変更になる可能性がある。</p>
要望内容	<p>原子力災害対策特別措置法第7条第2項の「当該原子力事業所の区域を含む市町村に隣接する市町村を包括する都道府県の知事(所在都道府県知事を除く。以下に「関係隣接都道府県知事」という)」について、「隣接」という基準ではなく、原子力事業所からの距離を基準とした概念に改め、その細目は政令で定めるよう変更すべきである。</p> <p>例えば、「当該原子力事業所の防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲を含む市町村を包括する都道府県の知事(所在都道府県知事を除く。以下に「関係周辺都道府県知事」という)」という規制に変更すべきである。</p>
要望理由	<p>現法令では、都道府県境を有していない所在市町村が、県境を有している周辺の市町村と合併することに伴い、新たに関係隣接都道府県となる都道府県が発生する可能性があるが、この場合、その都道府県が新たに防災業務計画の協議対象となる。</p> <p>現在、その都道府県については必要とされていない協議が、市町村合併に伴う境界の変更という理由により必要となることは、原子力災害対策特別措置法の本来の趣旨に合致しておらず、非効率的である。従って、そのような都道府県が新たに不要な防災対策を講じなくても良いように、防災指針に定めているEPZの概念を考慮した関係周辺都道府県の要件を政令により定めるべきである。</p> <p>昨年の規制改革要望に対する回答では、10条通報を行う際には、「市町村合併に伴って新たに隣接することとなった市町村を有することになる都道府県についても、このような必要性においては代わるところがなく、仮にEPZの範囲外だったとしても、これを関係隣接都道府県として扱うことが必要である」とのことであったが、現在、必要とされていないことが新たに必要とされる理由が明らかにされていない。</p> <p>また、EPZの範囲にかかる市町村がありながらもその市町村と所在市町村が隣接していなければ、法律の定義上は「関係隣接都道府県」とならないケースもありえる。法律の趣旨に鑑み、距離を基準とした定義に改めるのが合理的である。</p>
根拠法令等	原子力災害対策特別措置法第7条第2項
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省原子力・安全保安院原子力防災課

エネルギー(8)	放射線障害防止法関係の届出合理化【新規】
規制の現状	放射線障害防止法第3条により、放射線同位元素又は放射線発生装置を使用する者は、文部科学大臣の許可を受けなければならないとされている。
要望内容	放射線障害防止法に基づく設置届けについては、工場や事業所毎に文部科学大臣に届け出ることとなっているが、取扱容量で区分して、一定の場合(例えば管理区域が機器内部にあるガスクロマトグラフなど)については、届出先を工場・事業所が所在する都道府県知事とすることを検討すべきである。
要望理由	密封された放射性同位元素を使用する場合、事業所における線源の総量が3.7ギガベクレル以下であれば文部科学大臣に予め届け出ることとされているが、添付書類が多種多様に亘るため窓口での対応が必要になることが多い。当該届出は、工場又は事業所ごとに行うことが義務付けられているため、地方の事業所の届出の負担が大きい。
根拠法令等	放射線同位元素による放射線障害の防止に関する法律第3条、第3条の2 放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第3条、第4条 放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第2条
制度の所管官庁及び担当課	文部科学省科学技術学術政策局原子力安全課放射線規制室

エネルギー(9)	放射線取扱主任者の選任規定の緩和【新規】
規制の現状	<p>放射性同位元素又は放射線発生装置の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第30条に定める区分に従い、放射線取扱主任者を選任しなければならない。(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第34条)</p>
要望内容	<p>第二種免状の記載に10メガベクレル以下の電子加速器を加え、第二種放射線取扱主任者が扱うことが出来ることとすべきである。</p>
要望理由	<p>電子加速器については、工業分野、医療分野、環境分野など様々な利用が進んでいる。(電子線については材料の改質、食品照射、医療器具の滅菌、X線ラジオグラフィ、非破壊検査、がん治療などの医療分野、排煙中の窒素酸化物や硫黄酸化物の除去などでの利用が広がっている。また、放射光については、物性の研究、たんぱく質の構造解析、微量元素分析などで用いられる。)わが国の放射線利用の経済規模は約8.8兆円であり、今後も様々な応用が期待されている。中でも利用目的に最適化した小型加速器については、近年その利用が拡大しつつあり、第二種放射線取扱主任者がこれを取り扱うことが出来るようにすることによって利用に弾みがつくことが期待されている。なお、近年の技術発展により、小型加速器については、第二種でも問題なく利活用できるようになっている。</p>
根拠法令等	<p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第34条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第30条</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>文部科学省科学技術学術政策局原子力安全課放射線規制室</p>

エネルギー(10)	ハイサルファーC重油の関税の早期撤廃
規制の現状	<p>ハイサルファーC重油には輸入に際して、基本の石油税(2,040円/キロリットル)に加え、関税暫定措置法により高率の関税(3,202円/キロリットル)が課されている。</p>
要望内容	<p>2006年度以降のハイサルファーC重油関税のあり方について、2005年度までの間に、C重油の需要家の過大な負担が是正されるよう見直しを検討することとなっている。実質上の輸入障壁となっている暫定税率を早急に廃止する方向で早期に結論を出すべきである。</p>
要望理由	<p>ハイサルファーC重油に対して高率の関税が課されていることにより、ハイサルファーC重油の輸入が非常に困難になっており、結果として国内供給源に依存せざるを得ない状況である。そのため、ハイサルファーC重油の国内消費の5割を占める国内製造業の高コスト構造改善や燃料調達ソースの多様化の大きな障害となっている。国際市場価格での燃料資材調達を可能とし、海外事業者と対等の立場で公平な国際競争を行なえるよう、早急に高率の暫定税率を廃止する必要がある。</p> <p>例えば、紙・パルプ業界では、2003年のC重油消費量は3,498,816klであり、紙・板紙の生産量は30,457,986トンであった。C重油1kl当たり3,202円の関税が撤廃されれば、紙1トンにつき約368円のコストが軽減されることになる。</p>
根拠法令等	<p>関税暫定措置法第2条第1項(平成18年3月31日まで) 別表第1: 暫定関税率表 (2710.19 一、(三)B(2)(ii))</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課</p>

エネルギー(11)	自家消費を目的とするC重油の備蓄義務の軽減・免除
規制の現状	<p>石油備蓄の確保等に関する法律第5条ならびに第6条により、石油精製業者等は、前12ヶ月の石油生産量、販売量、輸入量などの70日分を基準備蓄量とする備蓄義務が課されている。</p>
要望内容	<p>自家消費を目的とする需要家の石油製品等の輸入に関して、備蓄義務を軽減・免除すべきである。</p>
要望理由	<p>石油等の備蓄については、エネルギーセキュリティの観点から「有事の際に一般消費者の生活に影響を与えないこと」をベースに考えるべきである。その観点からすると、一般工業用で企業が自家消費することを目的に石油製品等を輸入する場合には、企業の自己責任で対応すべきものであり、制度として包括的な備蓄義務を課す必要はない。</p> <p>自家消費のための輸入にまで備蓄義務が課されている現在、輸入量をベースに換算される備蓄義務が課されていることが、海外の事業者と比べて高コストの要因となっている。</p> <p>自家消費を目的とする需要家と一般の石油精製業者等とを区別し、前者については、制度の趣旨にかんがみ、備蓄義務の免除あるいは軽減を図るべきである。</p> <p>また、本来的には、国際的な備蓄水準の確保は国家備蓄をその基軸として考えるべきであり、民間事業者の過度の負担によって達成されるべきものではない。</p> <p>現在、政府の総合資源エネルギー調査会石油分科会石油部会石油備蓄専門小委員会において、国家・民間を併せた備蓄のあり方について、総合的な見直し作業が始められたところであり、この機を捉え、自家消費用C重油の備蓄義務の軽減・免除についても、前向きに検討すべきである。</p>
根拠法令等	石油備蓄の確保等に関する法律第5条、第6条
制度の所管官庁及び担当課	資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課

エネルギー(12)	石油及び可燃性天然ガス資源開発法による開坑届の 事前届出期間の短縮【新規】
規制の現状	石油及び可燃性天然ガス資源開発法第35条により、鉱業権者又は租鉱権者は、石油又はガスの採取を目的とする坑井を掘削しようとするときは、掘削しようとする坑井に関し、開坑届を経済産業大臣に提出しなければならないが、届出受理後、60日を経過するまで坑井の掘削を開始してはならないことになっている。
要望内容	不作為期間を短縮(例えば、30日間程度)すべきである。
要望理由	坑井掘削に関しては、既に施業案が認可されており、開坑届を60日前に届け出なければならない必要性に乏しい。また、60日前では、事業者が作業の進捗を見ながら開坑日を決定するのに大きな支障となる。 認可申請ではなく、届出であるため、届出受理後の事務処理を効率化する余地は大きく、事業者が速やかに掘削を開始できるよう配慮すべきである。
根拠法令等	石油及び可燃性天然ガス資源開発法第35条
制度の所管官庁及び担当課	資源エネルギー庁資源・燃料部石油・天然ガス課

エネルギー(13)	<p>鉱業法に基づく施業案の認可に係る処理期間の明文化と処理の迅速化(新規)</p>
規制の現状	<p>採掘権者は、鉱業法第63条第2項により、事業に着手する前に施業案を定め、経済産業局長の認可を受けなければ鉱業を開始することは出来ない。</p>
要望内容	<p>施業案の認可の申請・受理から経済産業局長の認可が出るまでの標準処理期間を定めるとともに、当該処理期間を出来るだけ短縮すべきである。</p>
要望理由	<p>行政手続法第6条により、行政庁は申請が到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めることが規定されている。</p> <p>現在、施業案については申請から認可に至るまで、2ヶ月程度かかっている。申請後、申請者側は作業に着手できる状況になっているにも関わらず、認可が下りないために1ヶ月以上認可が下りるまで作業をストップさせざるを得なかったという事例もある。</p> <p>施業案の認可申請から認可にいたるまでのプロセスについての予見可能性を高めるとともに、処理期間を出来るだけ短縮するよう努めることにより、採掘事業の効率性を高めることが求められる。</p>
根拠法令等	<p>鉱業法第63条 行政手続法第6条</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>資源エネルギー庁資源・燃料部政策課</p>

エネルギー(14)	鉱業法に定める鉱区面積の拡大
規制の現状	<p>鉱業法第14条により、1鉱区的面積の上限は350ヘクタールとなっている。ただし、鉱物の合理的開発上やむを得ないときは、この限りではないとされ、鉱業法施行規則第5条により面積超過の場合の手續が定められている。</p>
要望内容	<p>海上での石油・天然ガス試掘権及び採掘権の鉱区面積の上限を3,500ヘクタールまで拡大すべきである。</p>
要望理由	<p>海洋での探鉱においては、広い範囲にわたって試掘権の出願をせざるを得ず、現行では必然的に出願件数が多くならざるを得ない。 そのため、手續が煩雑になるとともに、手数料(1件につき61,700円)や登録免許税(1件につき90,000円)などの負担が重くなっている。 鉱物の合理的開発上やむを得ない場合は面積を超過しても試掘権・採掘権が付与されることになっているが、実際には上限をわずかに上回る程度しか面積超過が認められていない。 諸外国においては、このような小規模な鉱区設定の制度は設けられておらず、比較的細かく鉱区設定がされている英領北海ですら1ブロックは約250平方キロである。</p>
根拠法令等	鉱業法第14条
制度の所管官庁及び担当課	資源エネルギー庁資源・燃料部政策課